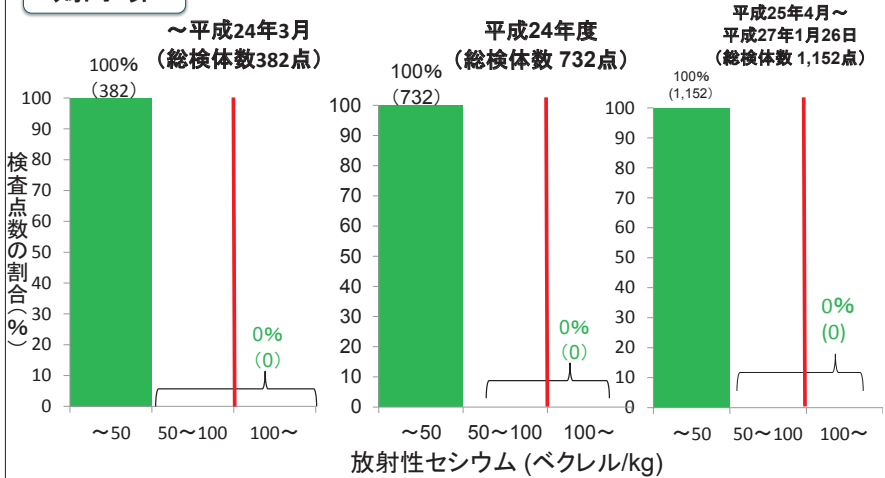


鶏肉・卵



(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は50ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

鶏肉・卵も豚肉と同様に、輸入された配合飼料が主体であるため、基準値超過したものは2011（平成23）年度以降ありません。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・4章 QA96 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか